

山口県債権管理条例

【制定の趣旨】

公正かつ円滑な行財政運営に資するため、債権管理体制を整備するとともに、債権の回収や消滅等に係る管理手続を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図る。

【条例の概要】

1 対象債権

県税等を除いた金銭債権

2 条例の構成

区 分	内 容
条例の目的	・ 債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資すること
知事等の責務	・ 適正かつ効率的な債権管理 ・ 債権管理業務の的確な把握、債権管理体制の整備
回収等に係る手続（対象は、強制徴収できない公債権及び私債権に限る。）	
債権の回収	・ 履行期限までに債務が履行されない場合の督促 ・ 督促後相当の期間経過後も履行がない場合の担保権行使・訴訟手続等
債権の保全	・ 債務者の破産手続の開始、担保の滅失などにより回収が困難となるおそれのある場合の履行期限の繰上げ
徴収の停止	・ 債務者の事業休止、所在不明等により履行させることが著しく困難または不適當な場合の徴収の停止
履行延期の特約	・ 債務者が無資力であることや、災害・盗難等の被害が生じたことなどの事情により、債務の完全履行が困難な場合の履行延期、分割納付
債務の免除	・ 履行延期や分割納付後も、無資力の状況が継続するなど、回収の見込みがない場合の債務の免除
債権の放棄	・ 消滅時効期間の満了や徴収停止に至った状況の相当期間の継続、裁判所による差押等によってもなお回収の見込みがないことなど、事実上回収が不可能となった場合の債権の放棄 ・ 債権放棄した場合の議会への報告

【施行期日】

平成27年4月1日